	感染状況	社会状況	行政の主な対応(◆・・国の対応/◇・・自治体の対応)
(1) 平成X年 4月26日	海外発生の可能性高まる 1年前から感染M国で4月上 旬から呼吸器疾患の患者が 多数発生(22例の死亡を含む 113例の患者確認)	・マスメディア(新聞・テレビ)が大規模に報道・発生国への渡航(旅行・出張)自粛・中止する動き	 ◆関係省庁対策会議(又は新型インフルエンザ等閣僚会議)開催 ・情報収集・共有・分析/政府の初動対処方針の協議・決定 ◆海外派遣専門家チームの編成 ◆感染症危険情報の発出:不要不急の渡航延期、退避の検討を勧告 ◆感染症法に基づく水際対策の強化 ◆公国民や関係機関等への情報提供・注意喚起 ◆在外邦人支援
(2) 4月28日	WHOが新型インフルエンザ (H7NX)の発生を宣言 海外発生期 11か国257人(死亡28人)	・政府(厚労省)や地方 自治体のコールセン ター等に問合せ殺到 ・旅行会社がツアー中 止 ・鶏肉などの買い控え (風評被害)発生	[実施体制] ◆厚生労働大臣が新型インフルエンザ(H7NX)の発生を宣言 ◆新型インフルエンザ等政府対策本部設置 ◆基本的対処方針の決定(基本的対処方針諮問委員会開催) [サーベイランス・情報収集] ◆国内患者の情報収集(サーベイランス)の強化(患者全数調査開始) [情報提供・共有] ◆◇国民への情報提供(コールセンターの設置等) [予防・まん延防止] ◆感染症危険情報の発出:不要不急の渡航延期、退避の検討を勧告 ◆水際対策:検疫強化の対象、停留対象範囲・期間等の検討・決定 ◇健康監視の準備:検疫所と連携強化し、健康監視の対象者のフォロー ◆ワクチン準備:ウイルス株の特定・製造準備要請/特定接種実施の可否等 [医療] ◇帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来の設置、周知 ◆患者の症例定義、医療機関への周知 ◇地域の医療体制の整備
			1

	感染状況	社会状況	行政の主な対応(◆・・国の対応/◇・・自治体の対応)
(3) 5月9日	検疫で感染者確認 <m国から帰国の日本人女性2人が成田検疫で感染疑いを確認される> 17か国786人 (死亡36人)</m国から帰国の日本人女性2人が成田検疫で感染疑いを確認される>	・報道を受けて政府(厚労省)や 地方自治体のコールセンター 等に問合せ ・海外渡航(旅行・出張)全体を 見直す動き	 <4/28から実施している海外発生期の対応を継続> ◆水際対策: 検疫強化の対象、停留対象範囲・期間等の検討・決定 ◆海外発生後に決定した水際対策の方針に基づいて検疫強化を実施 ◆◇国及び自治体が調整し、記者会見を実施。
(4) 5月12日 【訓練当日】	国内発生早期 A県G市で渡航歴のある会社 員の集団発生	・G市の公共施設の一部閉鎖 ・G市の市街地は人の外出が減少し、閑散とした状況 ・イベント・コンサート等は自主的に延期・自粛 ・従業員から感染者が出た店舗は一時休止するなどの動鎖・G市の公共施設の一部別が減少し、閑散とした町・イベント・コンサート等は自主的に延期・自粛 ・従業員から感染者が出た店舗は一時休止するなどの動き	 ◆◇国内発生の確定前から、感染疑い例の発生した自治体と国と情報共有 ・確定までに時間を要すること、確定後速やかな対応の必要があることを理解する ◆◇国内発生宣言後の対応の検討 ・・確定検査に時間を要するため、メディアへの公表のタイミングや説明について調整。 ◆◇緊急事態宣言後の対応検討→緊急事態宣言せず(施設閉鎖の実施の有無/対象施設/期間) 【実施体制】 ◆緊急事態宣言せず 人が集まる施設について感染対策の強化(法24条に基づく一般的な要請)